

教 文 博 第 3 2 0 8 号  
令 和 2 年 (2020 年) 3 月 18 日

関 係 所 管 機 関 の 長  
各道立美術館・博物館等の長（指定管理者） 様  
各道立青少年体験活動支援施設所長（指定管理者）

生涯学習推進局長

道立社会教育施設等の休館期間の延長について（通知）

道立社会教育施設等の休館については、令和2年(2020年)2月27日付け教文博第3022号通知及び3月4日付け教文博第3054号通知により2月29日（土）から3月19日（木）までとしたところですが、道内における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、引き続き3月31日（火）まで延長することが適当と判断しましたので、適切に対応願います。

また、指定管理者におかれましては、この度の対応をご理解の上、ご協力願います。

記

1 休館期間を延長する道立社会教育施設等

(1) 図書館・美術館・博物館

北海道立図書館、北海道立近代美術館、北海道立三岸好太郎美術館、北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館、北海道立帯広美術館、北海道立文学館、北海道立釧路芸術館、北海道立北方民族博物館、北海道立埋蔵文化財センター

(2) 青少年体験活動支援施設

ネイパル砂川、ネイパル深川、ネイパル森、ネイパル北見、ネイパル足寄、ネイパル厚岸

2 休館する期間

令和2年（2020年）2月29日（土）～3月31日（火）

（再延長期間 3月20日（金）～3月31日（火））

3 その他

北海道所管の博物館（北海道総合博物館（北海道博物館・北海道開拓の村・自然ふれあい交流館）、オホーツク流水科学センター、アイヌ総合センター）についても同様の対応を行うことを申し添えます。

（生涯学習課生涯学習推進・施設グループ）

（生涯学習課社会教育・読書推進グループ）

（文化財・博物館課博物館グループ）

（文化財・博物館課文化財調査グループ）